

# 羽生市住宅用再生可能エネルギー設備等設置補助金交付要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、住宅用再生可能エネルギー設備等を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、住宅用再生可能エネルギー設備等の普及促進を図り、限りある資源を有効に活用するとともに地球環境に配慮した社会の実現に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 補助対象設備 別表に掲げる機器の区分に応じ、同表に掲げる要件を満たすものをいう。

(2) 専用住宅 主に住宅の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物をいう。

## (補助金の交付要件等)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

(1) 自己の居住を主たる目的として、市内に専用住宅を所有し、又は新築する者で、当該住宅に未使用の補助対象設備を設置するもの。

(2) 補助金の申請時において、市町村税（特別区税を含む。）の滞納がない者。

2 補助金の交付は、1世帯の専用住宅につき各補助対象設備において1回を限度とする。

## (補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助対象設備の設置に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）のうち、次に掲げるものの合計額とする。

(1) 本体及び付属機器の購入費に要する費用

(2) 設置工事に要する費用

(補助金の金額)

第5条 補助金の金額は、次の各号に掲げる再生可能エネルギー設備等の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。ただし、補助対象経費が当該額に満たない場合は、当該設置する費用に相当する額を限度とする。

(1) 住宅用太陽光発電システム 上限5万円(太陽電池の最大出力(キロワット表示とし、小数点第2位以下は切り捨てる。)に2万円を乗じて得た額)

(2) 定置用リチウムイオン蓄電池 5万円

(補助金の申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、羽生市住宅用再生可能エネルギー設備等設置補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、次条第2項の規定による交付決定通知を受けるまで、補助対象設備の設置工事に着手してはならない。

(交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の交付申請書が提出されたときは、速やかに、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、当該申請者に対して羽生市住宅用再生可能エネルギー設備等設置補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金を交付しないと決定したときは、当該申請者に対して羽生市住宅用再生可能エネルギー設備等設置補助金不交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(変更承認申請)

第 8 条 前条第 2 項の規定による補助金交付決定通知を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、補助金交付申請の内容を変更又は当該事業を中止若しくは廃止しようとするときは、羽生市住宅用再生可能エネルギー設備等設置補助金交付申請変更承認申請書（様式第 4 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の変更承認申請書が提出されたときは、速やかに、その内容を審査し、承認の可否を決定するものとする。

3 市長は、前項の規定により承認すると決定したときは、羽生市住宅用再生可能エネルギー設備等設置補助金交付申請変更承認通知書（様式第 5 号）により当該申請者に通知するものとする。

4 市長は、第 2 項の規定により承認しないと決定したときは、羽生市住宅用再生可能エネルギー設備等補助金交付申請変更不承認通知書（様式第 6 号）により当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第 9 条 交付対象者は、工事完了後 30 日以内又は当該年度の 3 月 24 日までのいずれか早い日までに、羽生市住宅用再生可能エネルギー設備等設置補助金実績報告書（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

（交付額の確定）

第 10 条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかに、当該報告書を審査し、適当と認めるときは補助金の交付額を確定し、羽生市住宅用再生可能エネルギー設備等設置補助金交付額確定通知書（様式第 8 号）により交付対象者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第 11 条 市長は、前条の補助金の交付額の確定後、羽生市住宅用再生可能エネルギー設備等設置補助金請求書（様式第 9 号）による交付対象者の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取り消し）

第12条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当したときには、当該交付決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) この要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、速やかに、当該交付対象者に対し、羽生市住宅用再生可能エネルギー設備等設置補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により通知しなければならない。

（補助金の返還）

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の返還を命ずるときは、速やかに、当該交付対象者に対し、羽生市住宅用再生可能エネルギー設備等設置補助金交付決定取消通知書兼返還命令書（様式第11号）により通知しなければならない。

（財産処分の制限）

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助対象設備を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は貸付けてはならない。ただし、補助対象設備の設置日から起算して5年を経過した場合その他市長が必要と認めた場合はこの限りでない。

（協力の要請）

第15条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて補助対象設備の運転状況に関する情報の提供その他の協力を依頼することができる。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年11月1日告示第40号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日告示第7号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月28日告示甲第7号抄)

(施行期日)

1 この告示は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和3年3月4日告示甲第12号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

機器	要件
住宅用太陽光発電システム	電力会社の低圧配電線と逆潮流有りで系統連結し、かつ設置者自らが電力会社と電灯契約（電灯又は小型機器を使用する需要に関する契約をいう。）を締結し、当該設備から得られた電力を自己の居住の用に供すること。
定置用リチウムイオン蓄電池	再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などで繰り返し蓄え、停電時など必要に応じて電気を活用することができる定

	<p>置型のものであり、日本産業規格 又は一般社団法人電池工業会規格 に準拠していること。</p>
--	---